

令和4年度第3回 船橋市青少年問題協議会

議事録

令和5年2月8日（水）

午後2時00分～3時12分

船橋市役所6階 602会議室

1 開会

2 議題

(1) 青少年を取り巻く環境と課題について

- ・船橋東警察署
- ・保護司会
- ・小・中学校長会

(2) その他

- ・成年年齢引き下げによる影響調査について

3 報告事項

- ・船橋市子どもの生活実態に関するアンケート調査
(ヤングケアラー実態調査)の資料訂正について(子育て支援部)
- ・船橋市児童相談所の設置について(進捗報告)(家庭福祉課)
- ・令和5年船橋市成人式の実施報告について(社会教育課)

4 事務連絡

- ・令和4年度青少年関係事業実績報告書・令和5年度青少年関係事業実施計画書等の作成依頼について(青少年課)

午後2時00分開会

○事務局

それでは、定刻となりましたので、令和4年度第3回船橋市青少年問題協議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。事務局を担当させていただきます青少年課の木村です。よろしくお願いいたします。

まず、資料の確認をさせていただきます。本日配付させていただきました資料ですけれども、「次第」「席次表」「令和4年度第3回船橋市青少年問題協議会資料」の3点と、前回お送りさせていただきました「成年年齢引き下げによる影響調査資料」の計4点でございます。恐れ入りますが、不足資料がございましたら、挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、本日の委員の出欠状況でございますが、市川児童相談所船橋支所長の児玉委員、ふなばし地域若者サポートステーションの成瀬委員より、欠席のご連絡を受けております。

また、船橋警察署長の杵渕委員、船橋東警察署長の滝口委員は欠席されておりますが、それぞれオブザーバーといたしまして、船橋警察署の田中生活安全課長、船橋東警察署の小栗生活安全課長にご出席いただいております。

なお、船橋市青少年問題協議会条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上の出席をいただいておりますことから、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

会議の開催に先立ちまして、船橋市情報公開条例第26条の規定により、船橋市の設置する附属機関の会議は原則として公開することとなっております。このことから、傍聴人の受付を行いましたところ、傍聴人はいらっしゃいませんでした。

また、本会議は議事録を作成し、市のホームページで公表することになります。そのため、議事録署名人となる委員2名を選出し、署名をいただくことになります。

それでは、同条例第5条第1項の規定により、丹羽会長に会議の進行をお願いいたします。

○議長（丹羽会長）

それでは、ただいまより令和4年度第3回船橋市青少年問題協議会を開会させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、ご多用のところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。2月となりましたけれども、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

1月には、成人式へ会長ということで参加させていただきました。成人式に参加されている皆さんの立派な態度と、それから、すてきな内容で、船橋市の未来は明るいなという印象を受けました。また後ほどご報告があると思います。

コロナウイルスも感染の第8波の山を過ぎて、いくらか安心できるようなことになってきましたけれども、市内の学校ではインフルエンザがかなり流行しているようで、立春が過ぎたとはいえ、健康上まだまだ油断のできない冬となっていると思います。また、2月21、22日には千葉県の公立高校の入試もありますので、生徒や保護者の皆様も気を抜けない時期を迎えられているのではないかと思います。

昨日、私ども補導委員連絡協議会では研修会を開催させていただきました。ご講演をいただいた先生のお話の中で、お子さんをサポートする際には、最終的には専門家のお力を借りることがベストではないかとおっしゃっていました。地域内には専門家がいてもそこへつないでいく方法が難しいので、名刺交換をするためだけの会等をその先生のいらっしゃる地域ではなさっているとお聞きしました。そうした意味でも、この青少年問題協議会につきましては、市内の青少年に関わっている皆様にお集まりいただき、そして行政の皆様にもご参加いただいておりますので、大変貴重な会議であると昨日は感じました。

いろいろな意味で急速な社会の転換期が訪れると思いますので、各方面の皆様のご協力によりまして、船橋市の青少年の問題が少しでも解決につながっていくことになればと思っております。どうぞ本日もよろしく願いいたします。

それでは、着座にて進めさせていただきます。

まず、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。青少年センター運営協議会の加瀬委員と少年少女団体連絡協議会の大塚委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議題（1）「青少年を取り巻く現状と課題について」です。

今回は、船橋東警察署、保護司会、小・中学校長会から、青少年を取り巻く現状と課題などについてご報告をいただきたいと思います。ご質問につきましては、3団体にご報告をいただいた後にお受けしたいと思います。

それでは、初めに、船橋東警察署からお願いできますでしょうか。どうぞよろしく願いいたします。

○滝口委員代理（船橋東警察署 小栗生活安全課長）

船橋東警察署生活安全課長をしています小栗と申します。よろしく願いいたします。

「青少年を取り巻く現状と課題」ということですが、まず、昨年、令和4年中の刑法犯認知件数の船橋市内の数についてお話したいと思います。

総数は3,132件でした。前年比プラス58件、若干の増加という形になります。こちらについては、コロナ禍が収束に向かっていったことで人流がだんだん元に戻ってきた。どうしても人の流れが多くなると事件・事故が増加することもあるとあって、若干の増という形になります。ただし、10年、20年前から比べますと、半減以下の件数という現状です。

刑法犯の検挙件数につきましては、船橋市内で1,057件、前年比マイナス246件。うち少年につきましては37件で、前年比マイナス28件。少し減っている状況です。

少年補導につきましては、820 件でした。こちらについては、前年比マイナス 1,033 件と極端な減少、半減以下という形になっております。内訳は、深夜徘徊が 303 件、喫煙が 180 件、怠学 59 件、飲酒 39 件、その他という形で順番が続いている状況です。

少年補導の極端な減少につきましては、コロナということもあるのでしょうけれども、成人年齢の引下げによって補導の対象年齢が変更されております。そちらのほうはかなり大きな要因かと思われまます。

細かいところでいいますと、18 歳、19 歳については、今までは飲酒、喫煙の 2 つを補導の対象としていたところですが、民法上は成人ということなので、飲酒、喫煙はできないのですが、民法上の成人ということで警告という状況になっているので、補導の対象が変わったために大きく減少という形になっているところであります。

また、少年を取り巻く有害環境が大きく変化している状況もあります。インターネットとかスマートフォンがかなり普及しております。SNS で知り合った者から性的被害を受けたり、連れ回わされたりといった、少年が被害者になる事件が相変わらず発生しております。また、被害者になるだけではなく、ネット上で小遣い稼ぎができる簡単なバイトだと言われて、その書き込みに誘われて、少年が電話で詐欺の受け子になってしまったり、合法リキッドだと言われて商品を購入して、大麻の使用、薬物の乱用になってしまって逮捕されるケースもあります。

また、最近、マスコミなどで報道されておりますが、強盗の関係です。強盗殺人。ニュースで非常に騒いでおりますけれども、実行犯は SNS などで募集しているという話も聞いております。少年については、簡単にちょっとした小銭が稼げるとか、1 回行くだけで 50 万円と言われると、どうしてもやってしまう可能性もあります。

このようなインターネットに起因する児童の犯罪被害や非行を防止していくことが、今までと違って、これから取り組んでいかなければならない大きな課題と考えております。

警察としましても、学校と連携しまして、児童の保護者に対して、インターネットを利用した児童の犯罪被害や非行の実態を周知していく。児童だけでなく親御さんに対しても非行の実態を周知することや、フィルタリングやスマートフォン等の通信機器の適切な管理方法など、注意喚起を行っていく。これについても繰り返しやっていくことが大切かと思いますので、インターネットの安全教育などを通じて、引き続き指導していくというところになっております。

このほか、サイバーパトロール等も引き続き実施しております。児童ポルノの画像など違法画像、また、逆に子どもが援交をやっているという状況も見受けられます。小遣いを得るために援交をやったとしても、女の子についても、それは犯罪なのだということで、子どもに対しても取締りをするという話も推進しているところです。

それから、児童虐待の対応にも取り組んでいかなければなりません。令和元年、ちょっと古くなってしまいましたが、記憶に新しいところですが、野田市において、当時小学校 4 年生の女儿が父親から暴行を受けて死亡するという事件。札幌においても、2 歳

児が母親から暴行を受けて衰弱死するという事件も発生しております。このような事件が二度と起こらないように、近隣住民から「子どもの泣き声がする」などの通報があった場合は、速やかに現場に臨場して、その後の対策ですね、保護をした上で、今後どうやってその親御さんに対して指導していくのか。その場で見つけてすぐ終わりということにはなかなかならないと思います。いろいろな行政機関が連携した上でこういう子どもを守る取組につなげていかないと、だんだん成長するに従って非行に走っていきやすいというところがありますので、各機関が連携して子どもの環境に取り組むことが必要だと思います。

これらの対策を効果的に推進していくためには、本日お集まりの皆様をはじめ、教育機関の関係者や保護者など、市民の皆様によるご協力が不可欠となりますので、引き続き連携した対応をしていただければと思います。

少年を取り巻く現状としまして、警察のほうからは以上となります。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

続きまして、保護司会から、よろしく願いいたします。

○戸松委員

船橋地区保護司会の戸松でございます。このような機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。感謝しております。

現状と今後の課題ということですが、保護司会という更生保護の活動について、簡単に先に述べさせていただきたいと思います。

地域社会の中で、犯罪に陥った少年の事件だけではありませんが、検察より起訴され、家庭裁判所で処分が決定しますと、保護観察と少年院送致となります。この中では、罰金刑や刑罰等が科せられますけれども、少年院送致となりました少年たちに関しましては、やはり社会で更生するように努力しなければいけないわけで、我々保護観察官と保護司の指導を受ける保護観察処分があります。

平成 27 年 4 月の少年法改正で、18 歳以上は成人として、社会において責任のある役割を果たすことができるということがスタートしているわけですが、刑法上では 18 歳、19 歳は「特定少年」として、従来と変わらず少年院送致されたり、その後、更生保護委員会の決定で仮退院した後、保護観察処分を受けるといいますか、保護観察を行います。「特定 2 号観察」という言い方を我々はしております。

なお、その中で、不良措置等が発生した場合には、即、仮退院を取り消すという形で戻り入れとなる少年が出てきております。少年の改善更生の観点から、できる限り再度仮退院させて保護観察につけさせることが望ましいと我々も思っております。

保護観察においても、専門的処遇プログラム等を準備しております。交通指導プログラム、薬物乱用防止プログラム、飲酒運転プログラム、性犯罪防止プログラム、そして暴力防止プログラム等を準備しております。特定少年の中には、社会参加過程でのつまずきがよくあります。勉強等、就学ができない。就業する上で円滑に移行できるように、ジョブ

キャリア学習と申しますか、職業で自立できる基礎をつくったり、また、能力、態度など職業意識の形成、そして職業観。当然、勤労観が少し乏しい部分がありますが、勤労観などを身につける内容となっております。

この学習は、ワークブックを用いた学習指導を行っておりまして、就労支援講習等の体験学習で構成されております。就労支援をする団体等は、各都道府県で支援事業者機構に関わる関係団体等の協力を得ながら実施していく予定でございます。

なお、保護観察は個別処遇であり、17歳以下の少年と18歳以上の特定少年等で処遇方法に決して変わりはありませんが、当然、少年の親が保護観察におけるキーパーソンになるのではないかと考えておりますので、少年本人の改善更生のための親への働きかけ等助言も、我々は引き続き行っている状態でございます。

現状として、船橋地区保護司会で担当する事件統計を確認しましたので、報告させていただきます。

令和5年1月現在です。保護観察事件72件、うち少年は33件になります。生活環境事件116件、うち少年は10件でした。

少年の罪種の内訳ですが、まず、保護観察事件では、傷害が10件で最も多い件数になります。窃盗5件、道路交通法違反が5件、強盗、強制わいせつ、過失運転致傷、薬物犯罪、薬物犯罪は大麻等が多く、それぞれ2件ずつでした。また、残念ではありますが、殺人も1件ありました。

生活環境調整事件では、詐欺が3件と最も多くなっております。傷害、窃盗、薬物犯罪では覚せい剤等も出てきております。それぞれ2件ずつ。強制わいせつが1件でした。

また、少年に関する文献等に関しましては、令和4年度の犯罪白書が発表されております。法務省のホームページで見ることができるようになっておりますので、詳細については見ていただければと思っております。今般の少年法改正によりまして、保護観察や矯正教育がどのように変わるかということが整理されているのではないかと考えますので、参考にさせていただきたいと思っております。

我々保護司は、地域社会での少年更生を手助けするため、各市町村から推薦され、法務省より任命となるわけですが、その中にはいろいろな仕事をしていらっしゃる方がいます。一般会社員、公務員や教職員の方、自治会役員の方、一般の主婦の方々に構成されております。船橋地域では定員が91名でございますが、今のところ84名で活動しております。充足率が92%をちょっと超えました。

今後とも、更生保護活動への皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、報告とさせていただきますが、補足としまして、千葉県は26区、定数が1,418名のところ、現在は1,315名が活動しており、欠員が103名となっております。船橋市におきましても欠員が7名程度になります。ひとつ皆様のご理解をいただければと思っております。

話はまとまりませんが、以上でございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

続きまして、小・中学校長会から、よろしく願いいたします。

○大野委員

小・中学校長会、葛飾中学校校長の大野と申します。どうぞよろしく願いいたします。小・中ですけれども、私は中学校ですので、中学校を主にお話しさせていただければと思います。

2点。1つ目がコロナ禍での教育活動について、2点目が生徒指導上の諸課題についてということでお話しさせていただきます。

まず1点目、コロナ禍での教育活動ですけれども、この3年間は、コロナ禍と歩んできた教育活動でした。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校としては子どもたちの健康と安全を第一に、このことを念頭に置きながら、予防対策の徹底、あるいは教育活動の精選や工夫をして、制限の多い中での教育活動を展開してきました。

そしてその経験から、1年、2年とたつところで、先を見通して教育活動を進めることができるようになりましたので、学校生活や行事については、1年目のときには中止という言葉がよく聞こえてきましたけれども、何ができるようになるか、どのようにしたらできるようになるかといったことを考え、実践してきたことは、今現在では、生徒、保護者、また我々教職員にとっても、大変大きな価値あることだと思っているところです。

学校は、教育活動を通して生徒に感動を与えなくてはいけないということで、生徒が主体的に取り組む活動によって満足感あるいは達成感が得られるように、意図的に仕組んでいくということ、特に今年度は大切にしてきたところです。

令和4年度については、生徒会活動、あるいは学級・学年活動、学校行事、そういったところを通して、子どもたち一人一人が、仲間と協力し合いながら行事に取り組んでいく姿がいろいろなところで見られるようになりました。

特に学校行事で大きなところでは、体育祭、あとは修学旅行も県外に行けるということで関西方面や長野方面、東北といったところ。それから、1、2年の校外学習。そして何よりも、合唱コンクールについても、習志野文化ホールや船橋市民文化ホールを使ってほぼ従来の形で開催することができています。そういったところでも子どもたちにとっては最高の思い出になっています。

その取り組みの過程で、新たに子どもたちの自治力がついてきていると考えております。この後、3年生を送る会や卒業式といった行事も控えていますので、さらに充実を図っていき、3年生にとっても最高の思い出となるようにしていきたいと考えております。

2点目です。生徒指導上の諸課題ということ、コロナ禍での教育活動をお話ししましたが、そういった中でも課題等が山積していることは実態として挙げられます。ただ、基本的には、本校を含めどの学校も、特に大きな事故・事件等もなく、落ち着いて過ごしているところであります。

ただ、諸課題については、不登校をはじめ、いじめや、福祉に係る問題といったところで、生徒一人一人の課題がコロナ禍の影響で多様化してきていることも現状として挙げられます。そこに対して、学校として、適切かつ迅速に指導や支援をしていかなければいけないと日頃から感じているところです。

特に、未然防止を視野に入れた積極的な生徒指導の充実、さらには、どの子にもどの学校にも起こり得ることを認識して対策を講じていっているところでもあります。特に取組については、未然防止、早期発見・早期対応がよく言われるところですが、そういった観点を大切にしながら行っています。

未然防止については、人権、道德教育などでの心の教育の充実。また、生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開を図ること。それと、早期発見・早期対応については、やはり個々でやるということでは効果的な対応はできませんので、組織的な対応と連携。なおかつ、私も職員によく言っているところですが、報告・連絡・相談の徹底を図ること。学校全体で情報を共有する体制をつくりながら、担任など一人で抱え込むことなく対応しているところでもあります。

何よりも大事なところでは、やはり連携です。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、先ほど警察からも出ておりましたけれども、警察等を含めた関係機関との連携、そういったところでの相談体制の充実を図っていくことも大切であると考えています。本校でも連携して好転したケースがいくつかありました。

基本的には、生徒が安心して学校生活を送ることで様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外の関係者との連携の下、不登校をはじめ、生徒指導上の諸課題について効果的に取り組んでいるところです。

特に関係機関との連携については、スクールカウンセラーは全校に配置されております。本校は大規模校ということもありますので、週2回来ていただいて、大体1時間ぐらいのコマを取っているのですが、全部予約で埋まっているところです。これについては、保護者、生徒、あるいは保護者と生徒といったところで効果的にカウンセリングしてもらっているところです。

また、福祉という関係では、スクールソーシャルワーカーをどこの学校でも活用しているところで、本校でも2家族、生徒としては3名ですが、活用させていただいています。ひきこもりだったお子さんがだんだん外に出られるようになってきて、さらに「夢のふなっこ」という機関にもつなげることができていますので、スクールソーシャルワーカーさんは、直接関わることと、他の機関にちゃんとつなげてくれるというところで大変助かっています。

併せて、スクールソーシャルワーカーと家児相さんあるいは児相さん、そういったところでうまく連携を取り合っ取り組んでいるケースも挙げられます。また、医療というところも今やはり必要なところが出てきています。

不登校支援というところでは、本市の関係機関、総合教育センター、青少年センター、

そういったところとも関わっているところでもあります。それと警察関係でもお世話になっているところでは、

終わりになりますけれども、コロナ禍というところでは、今、ウイズコロナ、アフターコロナといった言い方がありますが、そういったものと付き合っながら教育活動に邁進していくということと、現状としては、先ほど出ました3年生については、今日が公立の出願日で、今日は朝から3年生も受験する高等学校に行って、午前中に戻ってきて確認しているといったところでした。先ほど会長さんがおっしゃったとおり、21日、22日が入学試験になりますので、それに向けてやっているところです。また、1、2年生については、今年度のまとめと進級に向けていろいろと準備しているところでもあります。

以上でございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。公立高校受験の出願日という中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいま3団体からご報告いただきました。委員の皆様からご質問、ご意見等を承りたいと思いますが、どなたかございませんでしょうか。

鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員

市議会の鈴木です。今、お三方からご報告をいただきまして、ありがとうございました。連携が大事だというお話が各所から出ましたけれども、小・中学校会のほうから、スクールカウンセラーさんやスクールソーシャルワーカーさんの取組の中でも連携が大事だということや、そのご活躍によって好転したケースもありますという報告を聞きました。家児相につないだり、医療のほうにつないでいくことが大事ですねといったお話がありましたので、そここのところを拝聴していました。

前回の協議会でも、医療の関係にどうつないでいくか、地域でどういう医療があったらいいですかということを私はお尋ねしたわけですが、訪問型でできるほうがいいのかとか、いろいろご意見をいただいたところです。

これは次の議題になってしまうのかもしれないのですが、船橋市の児相を設置していくに当たって、地域で連携を取っていく医療関係とか、訪問していくことができる体制が今後考えられているか、増強していくことがあるか、そういうことを聞けたらありがたいと思いますけれども、いかがでしょうか。そこら辺は聞けますか。こういったところが今後大切なところになるのかもしれないということで、皆さんで共有できる形になればいいかなと思います。すみません。ありがとうございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。私も補導委員の関係で学校訪問をさせていただくことがあるのですが、伺ったときもカウンセラーの予約がいっぱいだというので、もうちょっと増やしてくれないかという意見もあります。そういった意味では、まず、スクールカウンセラ

一の方との面談を増やすようなことが市の中でできればいいのではないかと思います。

先ほど校長先生のほうから医療のお話がありましたけれども、昨日、たまたま子どもの発達障害への理解ということで研修会を受けたのですが、発達障害が原因でなかなか対人関係がうまくいかないと。対人関係ということは、何も発達障害の方でなくてもあります。その中で印象的だったのは、親御さんがゆっくりお子さんの話を聞いてあげる機会がなかなかないと。仮に話を聞いたとしても一々アドバイスしてしまうらしいです。子どもとしては、一つ一つの解決法を聞くよりは、ただ親御さんに一日にあったこととお話したい。そんなことが根本にあるということで、打ち解け合ってお話することが何よりも大事なのだと感じました。

それと同時に、幼少期というか、成人になる前に、いろいろな病気の名前がついておりますけれども、それは治る病気だそうです。ですから、早いうちに医療機関につないで治してあげれば、将来、ひきこもりなどの状況になりにくいとか、治るそうです。先生がおっしゃるには、昔は医療機関がそういった子どもの障害に対してなかなか取り合ってくれない部分もあったけれども、最近は医療の研究が進んでかなり治ることが多いので、先ほど早めに専門家につないだほうがいいということを押搦で申し上げましたけれども、これはお医者さんの領域だということももし分かれば、早くかかればかかるほど社会に復帰できるというか、学校にも通えることがあるようです。そんな対応を先生のほうから言っていたので、確かにそうなのだなと感じました。そういったことをもし議会で取り上げることがあれば、お願いしたいと思っております。

ほかにご質問がありますでしょうか。いかがですか。

お願いします。

○池沢委員

ご報告いただきましてありがとうございます。そして、場所が分からなくて遅刻してしまいました。申し訳ございませんでした。

先ほど会長のほうから、発達障害のお子さんのケアは、治るというお話があったのですが、小さい頃からそういった症状に親御さんが早く気づいてあげて、理解してあげて、そして、地域や学校、それぞれの機関と連携していくことはすごく大事だと私も思っています。一つの家族だけで解決できる問題ではないですから、やはりご家族、保護者さんをフォローすることも大事だと思います。お子さんだけではなくて。そういった意味では、スクールソーシャルワーカーさんなど専門職の方にたくさん関わっていただくのがいいのかなと、そして、幼少のころから関わっていくのも大事なのかなと思いました。

質問ですけれども、先ほど警察の方と保護司会の方から、補導の件数や対応について、18歳成人になったことによって半減したというご報告がありました。これは私も何と聞いていいかわからないですが、当事者のお子さんたちが18歳になって、18歳で成人だということを自分で認識して、その自分が軽犯罪をしてしまったことを自覚するのか。それとも、実際はお酒やたばこは20歳になってからだけれども、一定のものだけ18歳で捕まっ

てしまったり。そういう本人たちの葛藤とか、それによって何か変化があったら教えていただきたいです。難しい質問で申し訳ございません。

例えば、補導するにも、自分は18歳で大人だから補導されるのはおかしいと言ったり、19歳でお酒を飲むのは悪いと分かっているけれども、違う犯罪を犯すことによって、社会に対して不満をぶつけるとか、親御さんに対して不満をぶつけるとか。19歳、20歳というのは高校も卒業していて、高校を卒業できていない方もいらっしゃるかもしれないけれども、就職もできない、なかなか難しい環境で育っている方が多いのか。特に保護のほうはそうかなと思うのですけれども、実際に保護されている方、補導されている方で何か分かれば教えていただきたいです。すみません、難しい質問で。

○戸松委員

では、保護司会のほうから一言。

18歳という目安はあるのですが、刑法上は、18歳、19歳というのは特定少年という形で刑罰その他ありますけれども、裁判のほうで少年院へ送致しましても、3年以上は社会へ出して更生させようという形を取りますので、早く仮退院させるという取組になると思います。

先ほどご質問の中で発達障害ということがありました。我々が担当したのが16歳ぐらいですか、その段階で少年院のほうで、この少年に関しては何か障害があるかどうかということテストケースでやりますが、親は認めないです。子ども自体も発達障害だということとは分かっていません。2年ほど観察をしていますが、集中力が非常に欠けている部分があります。若干自閉症も入っていたのかもしれませんが、あまり勉強等に関しては長続きしません。30分もたないかもしれないです。

ただ、これは個人的な差があると思います。担当しました少年に関してはそういうことがありました。ただ、我々がついていて勉強の補助をして、中学校を卒業しているわけですが、高校に入って1年もたなかったもので、これから先、高校だけでも卒業しようということで、通信教育その他をやっていたりして、やっと高認だけは取って就業したという形になりますが、最終的には途中で逃げました。逃げましたということは、親から逃げたという形になります。

親御さんがご主人と別れて、内縁の夫が家に入ってきて、やはり男の子ですね、お母さんを守るという意識が当然あるのだろうと思いますけれども、義理のお父さんと仲たがいで家を出てしまいました。大阪へ行ったり、仙台のほうへ行ったり、放浪するようなことが1～2年続きました。やっと20歳を迎えて我々の手から離れるわけですが、それも逃げている最中での20歳ですから。その時点では私も会っていないので、非常に残念ですが、どうなったというのは分からないものですから。

発達障害という1つに分けてどうのこうのということは言えないと思います。子ども自身、一人一人違う部分があると思います。その家庭環境とか、子どもが育ってきた中でのものがあると思うのです。ですから、一言でどうのとちょっと言えない。今は10人に1人

ぐらいですか、発達障害の可能性があるお子さんがいらっしゃる。この後の児童相談所のお話のほうにもそういう部分があるのではないかと思います。

あまりはっきりしない答えで申し訳ないですが、そういう経験はありましたということです。

それと強制わいせつのところですか。今は20歳になっていますが、事件を起こしたときは18歳か19歳ではないかと思います。公園において幼児の前でズボンを下ろして見せたというような状況でしたが、その子に関しても、若干の障害を持っているお子さんです。お子さんというか、もう20歳ですけど、心はまだ少年のような感じです。ただ、親が子どもに対して非常に甘やかしておりました。頭はいいです。頭脳はすごくいいです。すぐ覚えて、テストその他、そういうものに関してはトップクラスです。ただ、一部分精神障害があると医者から判断されています。ただ、これも親と本人は認めていないです。

将来的な夢を話し合ったりしますけれども、公認会計士、頭がいいから。自分で言うんですね、公認会計士になりたい、頭がいいから。アルバイトは3日で辞めます。その繰り返しです。ちょっと精神的に障害があるのではないかという判断はドクターのほうからされています。

ただ、そのときの状況がどうなのかというのは、本人はどうしていいのか分からないんです。ムラムラというのか、モヤモヤというのか。また、親の愛情もありますから、親には内緒にしたい部分もあるでしょうし、何でこんな気持ちになるのか分からない。自分で処理するということもできない。分からないから。そういう経験がないという形になってしまうのです。このままいくと事件を起こすかなという気はしています。街中へ出すわけにはいかないというところがあります。

朝から晩まで四六時中、お母さんがずっとべったりとついてきます。それもよくないと思います。早く自立して頑張れるよう生活をしていただきたいなと思っていますが、原因がどこなのか私ども分からない部分があります。ただ、これも親御さんの問題。ご両親は離婚しています。名字も変えて違う場所に引っ越しています。船橋にいましたが、千葉のほうへ引っ越しました。保護観察処分の期間は、まだあと3年ぐらいあります。場所を変えて分からなくするといわれていますが、裁判所では、犯罪を起こしたときがわいせつのあれですから、接近禁止令ですか、それが半径2キロとか1.5キロという形で出ますから、それに近づかないように言うんですが、実家はその近くですから、本人は帰りたい、帰りたいと言いますが、帰せないのです。

現状ではそんな状況で動いています。気持ちとしては我々もちょっと分からない部分もありますけど。まとまっていなくて申し訳ないです。

○議長（丹羽会長）

ほかにもどなたかいらっしゃいますか。大丈夫でしょうか。

今の池沢委員のお話に絡んで、東警察署さんから先ほど報告がありましたけれども、今まででしたら18歳、19歳で飲酒や喫煙があると補導少年という扱いでしたね。これが18

歳成人になったおかげで別の扱いになる。そこだけちょっと教えていただければ。

○滝口委員代理（船橋市東警察署 小栗生活安全課長）

特定少年というので、18歳、19歳に変わっているというお話が保護司会の方からもありましたけれども、基本的には何も変わっていません。少年法は少年法で、成人年齢は引き下げたのですが、少年法が動いていないので、ずれが生じているわけです。

船橋市も成人式を20歳でやっていますよね。それと一緒に。何で18歳でやらないのというのと一緒に、結局、みんながみんなねじれてしまっているという状況があって、たばこは吸っちゃいけないよ、でも、成人だよという話になっている。そうするとちょっと補導がなじまないという話であって、いいか悪いかという話ではなくて、うちのほうの補導の対象に（ならない）。たばこを吸うのは犯罪というわけではないです。飲酒喫煙防止法とかありますけど、それは親に対しては駄目です。親が飲ませるとか、細かいところになって何とも言えないですが。子どもたちが勝手に飲んだというものについては、補導の対象ではないけれども、いいか悪いかといたら悪いですが、あくまでも補導対象の年齢が変更されたこととして認識しているだけです。

○議長（丹羽会長）

そうすると、ある意味、18歳、19歳で飲酒・喫煙の数というのはカウントされなくなってしまったんですね。

○滝口委員代理（船橋市東警察署 小栗生活安全課長）

要は補導対象ではないので、補導の件数からごっそり抜けるのですが、船橋市自体、繁華街は船橋とか津田沼とかあるじゃないですか。そういうところの飲み屋などで飲酒とか。結局、一番多いのが深夜徘徊、次が喫煙となると、大学に入ったときに、先輩に勧められてちょっと吸ってみたら捕まったというのもあるでしょうし、そういうところが、今までの補導というくくりから、成人年齢の引下げ、今後どうなるか分かりませんが、今のこの過渡期では、対象等は変更されている状態ということです。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

それから、発達障害がネガティブな話に進んでしまったんですけども、昨日のお話の中では、発達障害も特性としての解釈も進んでいると。その先生がおっしゃっていたのは、感覚が過敏な方ですとか、あるいは嗅覚がすごく優れている方、それも発達障害の原因の一つとして数えられてしまうんですけども、逆にそれが強みとなって、その子がそれで就労できるといいますか、仕事となることもあるので、早くそういったいろいろな知識を持っているところへつないであげる。

発達障害のお子さんは、子育てしづらいということで最初に気がつくらしいです。ですから、それを皆さんのいろいろなところにつないでいただいて、育てにくくても大丈夫なんだと、仕事もちゃんとできるようになるんだと。そういう情報にアクセスできることが一番大事なのではないかとおっしゃっていました。そんな意味で捉えていただければ、連

携と皆さんがおっしゃっているとおりだと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに質問等大丈夫ですか。ありがとうございました。

それでは、次に移らせていただきます。

(2) としまして、前回、第2回青少年問題協議会で、成年年齢引下げによる影響調査について、皆様に資料を配付させていただきました。これについて委員の皆様からご意見等があれば、お伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

特にありませんか。ありがとうございました。

では、続きまして、報告事項に移らせていただきます。

1つ目、「船橋市子どもの生活実態に関するアンケート調査(ヤングケアラー実態調査)の結果について」、子育て支援部からお願いいたします。

○杉森委員

子育て支援部長の杉森でございます。皆様には大変いつもお世話になっております。

資料1として配付させていただいておりますけれども、前回の11月4日に開催された第2回青少年問題協議会においてご報告させていただきました「子どもの生活実態に関するアンケート調査(ヤングケアラー実態調査)」について、概要版を配付させていただいたのですけれども、大変申し訳ないですが内容に誤りがありましたので、今回、訂正をさせていただきます。

概要版の2ページの下段、青少年問題協議会で配付させていただいた資料ですと7ページの下段になりますが、世話をしていることによる体調への影響の項目の中高生の欄で、こちらの回答者数と「あまりよくない」と回答した子どもの割合に誤りがございました。ただ、誤りはあったのですけれども、その後の項目ですとか、全体の傾向には影響はございませんでした。

資料の下段に書かせていただいておりますけれども、市のホームページに、今、概要版と詳細版の報告書についても掲載させていただいておりますが、こちらについては正しいものに直してございます。おわびして訂正させていただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

○議長(丹羽会長)

ありがとうございました。報告事項ということですが、委員の皆様からご質問、ご意見等がありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、2つ目の「船橋市児童相談所の設置について」に移ります。家庭福祉課のほうからご報告をお願いいたします。

○家庭福祉課長

家庭福祉課の大屋と申します。よろしく願いいたします。

児童相談所の設置に関する進捗状況についてご説明いたします。資料はA4裏表ぺらの資料1枚とカラーのホチキス止めの資料の2点になります。

まず、1枚ぺらの資料をご覧ください。

令和8年度当初の開設を目指しております市児童相談所につきましては、専門職の採用や他自治体への派遣研修など、児相の運営に備えた準備と併せて施設整備も進めており、本日は、基本設計の概要を中心にご説明をさせていただきます。

児童相談所の設計業務につきましては、基本実施設計を一体の業務として、令和4年3月にプロポーザル方式により選定した業者と契約締結を行い、契約期間は令和5年9月15日までとしておりますが、このたび、基本設計パートが完了し、船橋市児童相談所基本設計の概要として原稿がまとまりました。

それでは、お手元のホチキス止めの資料に沿ってご説明をいたします。

まず、最初のページがパンフレットの表紙に当たる部分になりますが、建物東側上空から見たイメージパースを掲載しております。

ページをめくりまして1、2ページ目をご覧ください。

まず、基本方針として、市児童相談所の目指すべき姿を、令和3年7月に策定しました船橋市児童相談所基本構想より引用して記載しております。

次に、7つの設計方針として、相談者や一時保護所を利用する子どもたちにとって安全・安心な施設となるよう、設計における7つの基本的な考え方を記載しております。

次に、施設概要といたしまして、施設の基本情報と、船橋市全域から見た児童相談所の位置が分かる地図を掲載しております。建設地は、船橋市若松二丁目1番16で、敷地面積は3,086.21平米、建物は、鉄筋コンクリート造地上3階建てで、延べ床面積は3,650平米となっております。児童相談所エリアと一時保護所エリアに配置される部屋等については、この後、ご説明をさせていただきますが、一時保護所の定員は32名としております。

次に、計画地ですが、JR南船橋駅南口にある市有地東側の駅から見て一番奥になり、手前は高齢者福祉施設となります。資料には、その周辺環境等が分かる地図を掲載しております。

ページをめくりまして、3ページ、4ページをご覧ください。

土地利用計画として、敷地図面と建物の位置を掲載しております。

まず、建物の東側、図面の右側の道路を敷地への入り口とし、歩行者の動線は赤色で、車での動線を緑色に色分けして、建物入り口までの動線を記載しております。また、一時保護所の安全性を確保するため、関係者のみが利用できる管理区域をオレンジ色でお示ししております。

なお、管理区域につきましては、一時保護所を示しますことから、連れ戻しのリスクや児童のプライバシーに配慮する必要があり、子どもの安全を確保する観点から、詳細は非公表とさせていただいておりますことをご了承いただきたいと思います。

下段に書かれている5つのポイントにつきましては、1ページの7つの設計方針を個別具体化した内容となっております。特に、安全・安心な施設に関しましては、一時保護所の出入り口の安全性を確保するため、関係者以外が立ち入ることができない管理区域を設

け、カードキーや、電気錠や、防犯カメラ、センサー等を導入したいと考えております。また、災害対策として、高潮、洪水等のリスクを考慮し、出入り口に止水板を設けます。

ページが前後して申し訳ありませんが、8ページを開いていただき、中段の災害対策の項目をご覧いただきたいと思っております。

一時保護所は、浸水被害等から保護している子どもたちの生活を守り維持できるよう、2階、3階としております。また、生活維持に必要となる防災備蓄倉庫、非常用発電機等も2階以上に配置をいたします。

それでは、ページ戻りまして、5ページ、6ページをご覧ください。

施設計画として、1階平面図を掲載しております。各エリアの性格が分かるよう、事務室などの職員用のエリアを児童相談所の管理区域として青色に、面接室などの一般の方が利用するエリアを児童相談所の一般区域として緑色に、親子交流スペースはピンク色に、一時保護所エリアはオレンジ色に色分けをしております。なお、1階の一時保護所エリアにつきましては、先ほどお話ししましたように、子どもの安全とプライバシーの確保のため、詳細は非公表とさせていただきます。ご了承ください。

図面の中央、児童相談所事務室ですが、子どもや子育ての悩みに対応し、見守りや寄り添い支援の役割を担う家庭児童相談室部門と、児童虐待への対応、指導、場合によっては介入や措置機能を担う児童相談所部門の連携を取りやすくするため、事務室を一体化しております。また、将来的な職員増を見込み、余裕を持ったスペースを設けております。さらに、隣接する会議室の壁はパーテーションとし、事務室を拡張しやすいレイアウトとしております。

図面下の面接室につきましては、児童相談所の最も重要な相談業務を行う場所となりますことから、十分な部屋数となるよう、16室を確保するとともに、相談者や相談内容に合わせて面接ごとに仕様を変えることで、相談の質の向上を図りたいと考えております。

図面右上は親子交流スペースです。児童相談所の待合、休憩スペースとしての利用のほか、情報発信や親子を対象としたイベントの開催など、多用途の利用を想定しており、市民の皆様が利用しやすいよう、正面玄関付近、エントランスホールに隣接した位置に配置いたします。

ページをめくりまして、7ページ、8ページをご覧ください。2階、3階の平面図を掲載しております。

2階につきましては、児童相談所の階段とエレベーターを除いて、全て一時保護所となりますので、詳細は非公表となります。このため、一時保護所がどのような施設であるか少しでもイメージをしていただけますよう、食堂やリビング、学習室のイラストを掲載させていただきました。

3階につきましても、一時保護所部分は非公表としておりますが、児童相談所として使用する集団面接室やファイル室、また、一時保護所の園庭や屋上緑化等を掲載しております。一時保護所内に整備する主要な部屋等は、7ページの平面図内の赤い罫線で囲んだ中

に記載をしております。子どもたちの居室は、プライバシーに配慮し、個室を基本とするほか、学齡児以上の子どもについては男女別に居室エリアを設定しますが、入所人数によって男女のエリアを調整できるよう、廊下に可動式の間仕切りを計画しております。これにより、男女比によらず、入所児童をいつでも定員に近い状態で受け入れることができるようになります。

また、子どもたちがくつろげるよう、ラウンジやリビングスペースを設けるほか、屋内外で体を動かすことができるよう、体育室や中庭、園庭を設けます。なお、周辺の高層建物からの視線の配慮と入所児童の安全確保のため、3階の園庭や屋上緑化周りには、高さ2.5メートルの目隠し壁を設けます。

それでは、9ページをご覧ください。パンフレットの裏表紙になる部分となります。外観のイメージとして、地上から見たイメージパースを掲載しております。

最後に、令和8年度の開設までの建設に関するスケジュールを掲載しております。現在、実施設計に着手しており、令和5年9月15日までに実施設計を完了させ、その後、工事の発注準備に取りかかり、令和6年第1回定例会で工事契約の議決をいただきたいと考えております。

そして、令和6年4月より本工事を開始し、令和7年12月までに工事を完了し、令和8年1月から3月までの準備期間を経まして、令和8年4月開設というような計画になっております。

基本設計の概要に関する説明は以上となります。

それでは、すみません、もう一度A4ペラの資料にお戻りください。

3番の下段になります。児相の組織体制についてご説明させていただきます。

昨年もお説明させていただきましたとおり、本市の児童相談所は、寄り添い型の支援を行う家庭児童相談室機能も有しておりますので、児童相談所と家庭児童相談室を一体化した家族支援課8係と一時保護所の運営に当たる一時保護課4係の所長以下2課12係を今のところ想定しております。

職員規模は、現時点で常勤・非常勤合わせて150人程度の配置の計画としております。

次に、裏面の全体スケジュールになります。こちらも昨年お示しいたしました工程と同じものであり、今のところ各業務については、ほぼスケジュールどおりに進捗をしております。

上から2つ目の人材確保につきましては、県から派遣していただく職員について、協議を継続しているところではありますが、総務部において市職員による増員をさらに進めてもらい、他自治体の児童相談所への研修派遣も行いながら、必要な人員体制確保に向けた職員配置を行ってまいりたいと考えているところでございます。

家庭福祉課からは以上です。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご質問、ご意見等ありますでしょうか。

特にありませんか。

私のほうから1点だけ。一時保護の定員が32名となっておりますけれども、この数というのは、かなり余裕をお持ちの数字でいらっしゃるのでしょうか。

○家庭福祉課長

今日は支所長さんはいらっしゃらないのですが、市川児童相談所の一時保護所の児童数を勘案して、ある程度余裕を持って受入れができる定員を設定しております。

ちなみに、船橋市を含めた4市、市川、船橋、鎌ケ谷、浦安の4市を市川児童相談所は所管しておりますが、その定員が28人。あと、今、特別区の江戸川区に職員を派遣しているのですが、そこが人口規模はたしか船橋市より大きい区で、できたばかりの児相ですが、定員が35人と聞いておりますので、ほぼ対応できる人数かなと思っております。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。事務室等の余裕を見てとおっしゃっていただきましたので、できてすぐ満員になってしまったということでは、皆様もお困りになると思いますので、ぜひその辺りは余裕を持った数でお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

皆様、よろしいですか。

それでは、続いて3つ目の報告事項に移らせていただきます。「令和5年船橋市成人式の実施報告について」です。社会教育課からご報告をお願いいたします。

○社会教育課長

社会教育課でございます。よろしく願いいたします。

1月9日の成人式におきましては、丹羽会長にはご多忙の中、長時間にわたりご臨席いただきまして、本当にありがとうございました。事故もなく無事に終えることができました。

本日、「令和5年船橋市成人式の実施報告について」というペーパーをお配りさせていただいております。資料にありますとおり、参加者数は4,060名、参加率は65.21%でした。昨年と比べますと、3.02ポイントの増となっておりまして、一部の開式時間を大幅に遅くしたことも要因の一つではないかと思っております。ただ、一方で送迎車による渋滞など、課題も引き続き残っておりますので、現在、成人式対象者や保護者へ実施しているアンケート結果などを参考に、また、いろいろとお世話になりました船橋東警察署の皆様にもいろいろ教えていただきながら、対策を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。皆様からご質問、ご意見等ありますでしょうか。大丈夫でしょうか。

私も参加させていただいて、近隣の皆様には、交通渋滞等あつてご迷惑をおかけした部

分があると思いますけれども、何せ年に一度、また彼らにとっては一生に一度の式ですので、その辺り、何とか近隣の皆様にはご理解いただいて、少しでも多くの成人の方に参加していただければと思います。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。委員の皆様のご協力によりまして、会議を円滑に進めることができましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、続きまして、事務連絡に移らせていただきます。青少年課からお願いいたします。

○事務局

青少年課からご連絡させていただきます。令和4年度青少年関係事業実績報告書、令和5年度青少年関係事業実施計画書等の作成依頼についてです。

例年、第1回青少年問題協議会にて配付しております冊子の作成のため、関係各所に青少年関係事業の実績報告書と実施計画書の作成を依頼しております。今年度につきましても、3月頃にご依頼させていただきます。また、令和5年度青少年関係の新規事業及び変更予定事業についても、同様にご依頼させていただく予定です。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上になります。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして令和4年度第3回船橋市青少年問題協議会を閉会いたします。皆様、ありがとうございました。

午後3時12分 閉会